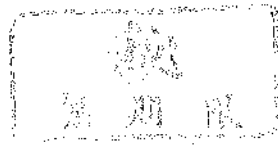


秘密指定解除  
公文書監理室



アジア局長

次長

参事官

参事官

参事官

旧軍人・軍属等韓国人遺骨(911柱)の引渡し

50.1.9

北東アジア課

昭和25年12月20日釜山空港において本件遺骨911柱を

当方より韓国政府に引渡したところ、これに伴う交渉

及び行軍等の概要並びに今後の教訓事項等は次

のとおりである。

1. 引渡しに至るまでの韓国政府との交渉

(1) 昭和25年2月1日当方は韓国政府の要望により、厚生省作成  
による本件遺骨リストを韓国側に再交付したところ、韓国

政府(保健社会部)は2月7日付ソウル新聞に同リストを  
発表して遺族の申告を求め、公告文も発表し関係

遺族の申告受理を開始したが、7月20日韓国側の作  
成した遺族リストをベースとした返還を申し越すと

に、8月1日保健社会部作成の988名の遺族リストを  
送付越した。

(2) これに対し、厚生省の上記リストの検討の結果(一  
部、韓国側へ再照会して確認したものを含み)、当方

としては韓国側のしかべき正式引渡し要請があれば、  
911柱については従来必要としていた遺族確認

のための証明書類の提出を必要とせずに正当な遺族  
であると認め、引渡すことが可能であるとの判断に

より、具体的引渡し要領について、主として来日した韓国  
外務部為北東亞州第1課長を介して交渉を進めた。

(3) 当方は、今回の遺骨の引渡しは韓国政府を介して行なわれるため、当方(厚生省)が直接遺族の引取り要

求及び証明書類による遺族の確認を行なうことのため、~~他~~第三者から本引渡しが不当であるとされる可能性

があるので、12月19日韓国側より「遺族より現に遺骨の引取り要請があり、証明書類による調査の結果

果911名が正当な遺族であることが認められたので韓国政府に関係遺骨の引渡しを要請する。受領した

遺骨は速やかに遺族へ引渡す。」との趣旨を内容も含んだ口上書(別添1)を受領し、これに対し当方よ

り「引渡しに依りますが、遺骨はすみやかに遺族に転送するよう要請する。」旨も含んだ口上書(別添2)

により回答した。

(4) 引渡し要領についての双方の基本的同意事項は次のとおり。

(イ) 引渡しに先立ち、日本側は慰霊行事を行なう。

(ロ) 遺骨の体裁は前例に準ずる(別添子)ものとし、

日本側が12月20日釜山空港へ空輸し、同空港において韓国政府に引渡す。

(ハ) 引渡しは厚生政務次官及び保健社会部次官の間で行なう。

(ニ) 12月21日釜山市において行なわれる韓国側慰霊祭には在韓国後官大使・在釜山田村総領事が出席する。

(ホ)

(ウ) 韓国内では一般の補償問題に起因して不穏な動きもあるが、本件の発表はつとめて小規模のものとする。

~~同日~~ (山下政務次官は韓国側行事に列席することなく同日特別機で帰国する。)

(5) 19日午後、釜山市庁舎において双方事務担当官による最終的打合せが行われた。(結束領事、池田、宮下事務官参加)

## 2. 日本側慰霊行事

12月19日午後2時から、目黒祐天寺において本件引渡し遺

骨の慰霊のため厚生省主催による「旧軍人・軍属等遺骨韓国奉還慰霊祭」が、厚生政務次官(代行 八木哲夫 援護

局長)、羽田野外務政務次官、金永善 駐日韓国大使

外閣僚者列席のもと、しめやかに行われた。式上、両次官及び韓国大使の追悼の辞が述べられ、列席者の献花の

のち閉会式した。なお式には外務省からはアジア局長(代行 中江次長)、北東アジア課長(代行 朝海事務官)が、また

来日中の韓国保健社会部 金榮錫 環境衛生課長、民間有志団体等代表が列席した。

### 3. 遺骨の輸送

遺骨の輸送は、厚生省が担当し、~~羽田~~ 祐天寺から羽田空港

まで借り上げバスにより、羽田～釜山間は日本航空より  
(日本側の引渡責任者であり)  
 知事一任の特別種により行われ、山下厚生政務次官は

か12名(金 ~~榮~~ 環境衛生課長、坂上北原アリア事務官等)と  
 911柱の遺骨を乗せ、午前8時50分羽田発、10時50分

釜山空港に到着した。

### 4. 遺骨の引渡し

遺骨箱

午前11時から、同空港ビル前で ~~総務省~~ 韓国側作業員50  
 名の協力を得て、航空機より韓国側手配の軍用トラック(白

布により喪章を付したの)に積替えられた。一方空港貴賓  
 室において、山下次官より朴社会保健部次官に対し代

表遺骨及び遺骨リストを手交し、11時40分 ~~後~~ 引渡し行事を終了した。同席には日本側から後宮大使、田村総領

事、厚生省援護局石田調査課長等が、韓国側から釜山市長、~~申~~申外務部亞州局長等が立会い、引渡しにあ

たり山下次官から「残存遺骨は私が次官として在任中一刻も早く一柱と残さぬよう引渡すよう努力したい。」と

述べたところ、朴次官はこれを了とし政務次官がわざわざ来韓したことに深い謝意を表明した。同市衛生  
(なお特別機着陸券の待機中に後宮大使から朴次官へ遺族への寸志を交した。

局長によれば、引渡された遺骨は一旦同市東萊区にある釜山霊園の納骨堂に安置され遺族の現住する市道別

に整理されるとの由であった。

### 5. 韓国側慰霊祭等

(1) 12月21日午前10時より釜山市東萊区金井中學校校庭(上記釜山霊園の近傍)において、韓国政府主催(委員長

保健社会部長官(朴次官代理出席))で仏式に執行された。会場には約1000名の遺族が出身地別に参列し、正

面の祭壇の右肩には山下次官、後宮大使、田村総領事名  
のものを含む場花が居並び、来賓席には朴次官以下の日韓

関係者が着席した。先が保健社会部衛生局長<sup>の経過報告</sup>~~あり~~  
があり、このなかで「今回奉還された911柱は1971年の246

柱に続き、新たに身元が確認されたもので、残余の遺骨  
についても引き続き奉還交渉をして行きたい。」との趣旨

が述べられ、次官による長官追悼の辞代読、読経、  
最後に焼香が行われた。次官、釜山市長につづ

いて後宮大使、田村総領事も焼香したが、この間会  
場の遺族の中には各所により泣きの者がみられ、

最後に遺族代表の焼香の時には遺族会長ほか2名  
の老婦人が故人へ呼びかけて絶叫し、泣き崩れた。主



催者側役員がただちにこれらの者を助け起こして会場の脇へ連れていき、その後短時間で閉会となったので、一時な

りゆきが心配されたものの、これ以上の連鎖反応は起きなかった。なお警備当局は、後宮大吏をはじめ日本政府

関係者<sup>の車</sup>には同乗警護をつける程の気の配りおで、約600名の警察官で式場及び周辺の警戒に当たった。

## (2) 納骨式における暴力事件

上記遺電祭終了後、釜山電園納骨堂において韓国

側のみによる納骨行事が行われたが、その際遺骨の引渡し等をめぐり、遺族側と保健社会部・市側間

に騒動があり、金(衛生環境)課長及び警官1名の相当の負傷をした趣である。上記騒動を目撃し

た太平洋戦争戦没韓国人慰霊事業協賛会(会長石井光次郎)の石原事務局長(本慰霊行事に参加のため訪韓中)

の述べるところによれば、混乱のきっかけとなったのは納骨堂に金鎖により施錠したまま行軍を進めようとした当局の無

神経振りにあるものの、実際は戦没者補償の高額獲得の運動を進めている。対日民間請求権戦死者遺族会

(会長・崔宗宇)が政府に圧力をかける目的で本件遺族の現地感情を利用して ~~朝鮮半島の~~ 騒ぎを煽動

したものの由であり、崔会長は12月23日釜山総領事館を訪ね、館員に対し今度の騒動は日本に対する何等の意

図もない旨述べた。

~~朝鮮半島の~~

6. 本件処理にあつての向題点及び教訓事項

(1) 交渉回、10月26日当方が韓国側に対して少くも

と約850柱は遺骨引渡し後に派生する向題は

韓国政府の責任で処理することを条件として、戸籍

謄本等の書類を必要とせずに韓国政府に引渡

してさしつかえないとの韓国側リストに対する厚生省の

検討結果を伝えた経緯があつたが、この後交

渉がなつたにつれて、当方は上記の如き曖昧

な条件では保管者としての日本政府の責任上

必ずしも適切ではないとの見解にかたまり、前記

1. (3) の如き口と書との交換を条件とすることになり、

このため口と書交換は引渡しの前日になって、よう

やく実現することとなった。今後、遺骨処理にあ

たっては、主管者たる厚生省の見解をベースとす

ることは当然である。

七七、これを鶴呑みとすることなく、当省として独自

の立場から（特に法律的な面でも）十分に検討

を加えた上で交渉に臨むことが必要である。

(2) 本件の交渉は当初東京で行なっていたが、韓国

側担当者であった禹前在日韓国大使館 政務課長

が外務部東北亞州一課長として昇任することとな

たため、本件に関する東京における双方の理解にズ

レが生じ、交渉が予備的争態が起きた。高課

長が12月初旬に来日してからは、これを是正してま

してソウルにおいて交渉することとしたため、韓国側の

希望する12月20日の引渡し期日にかかるうじて同

に合ったが、交渉場所を状況に応じて適切に

することが肝要である。

(3) 前述のごとく12月21日の納骨式では騒動が

起きたが、韓の当方がこれに出席していなかったので

国際的なアフシットを惹起するに至らなかった。

(引渡し直前に)

(また、遺骨リスト及び各遺骨に標記した故人の

姓名は前例に準じて日本名→ままとしている。

日本名を標記することにより現地遺族に

感情を与えられたらあるので、急遽これを韓国

名に変更した経緯があった。) このように、本

件は韓国人遺族の微妙な対日感情の影

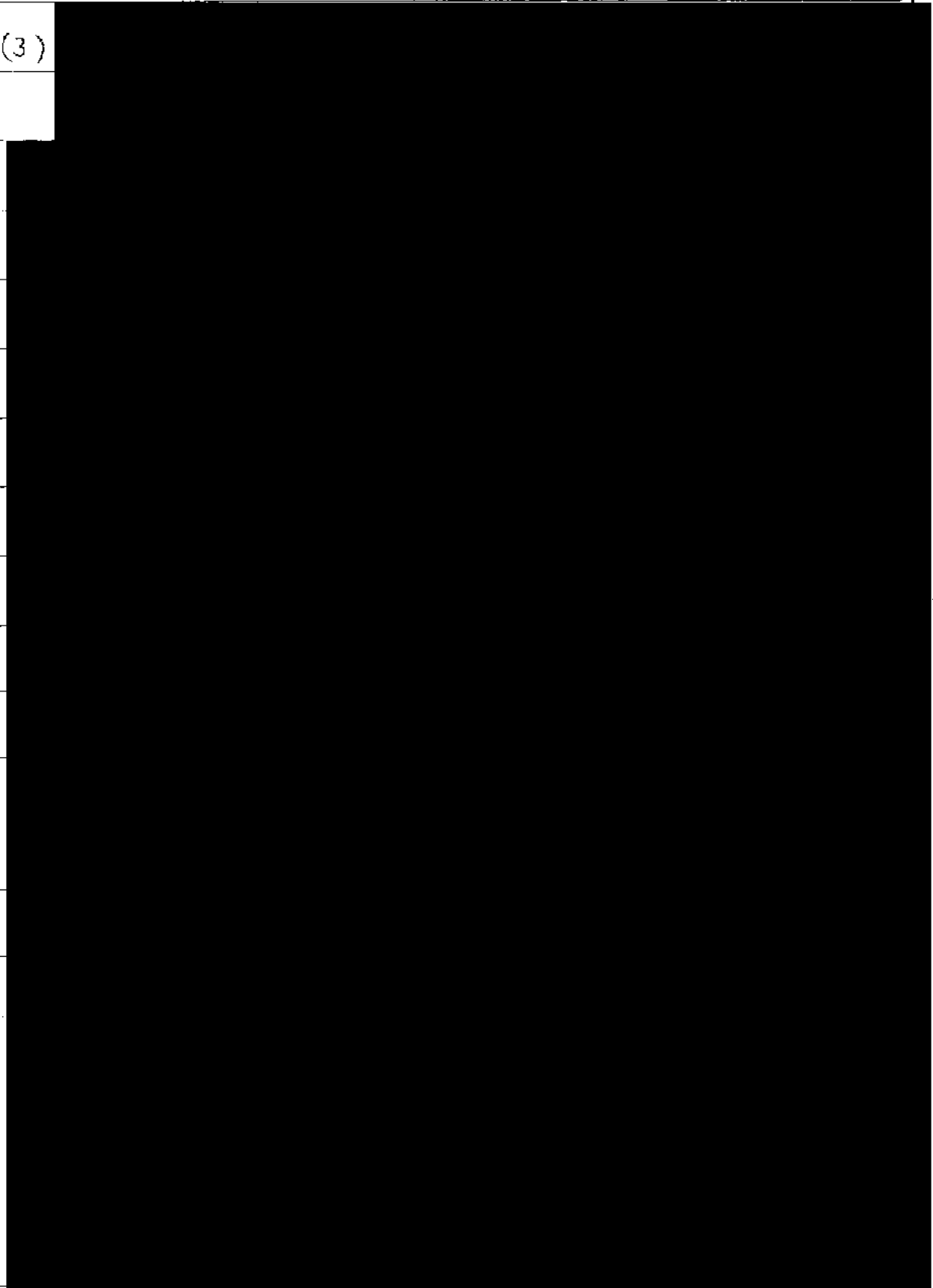
響をより易く不測の事態を引き起こすことかあ

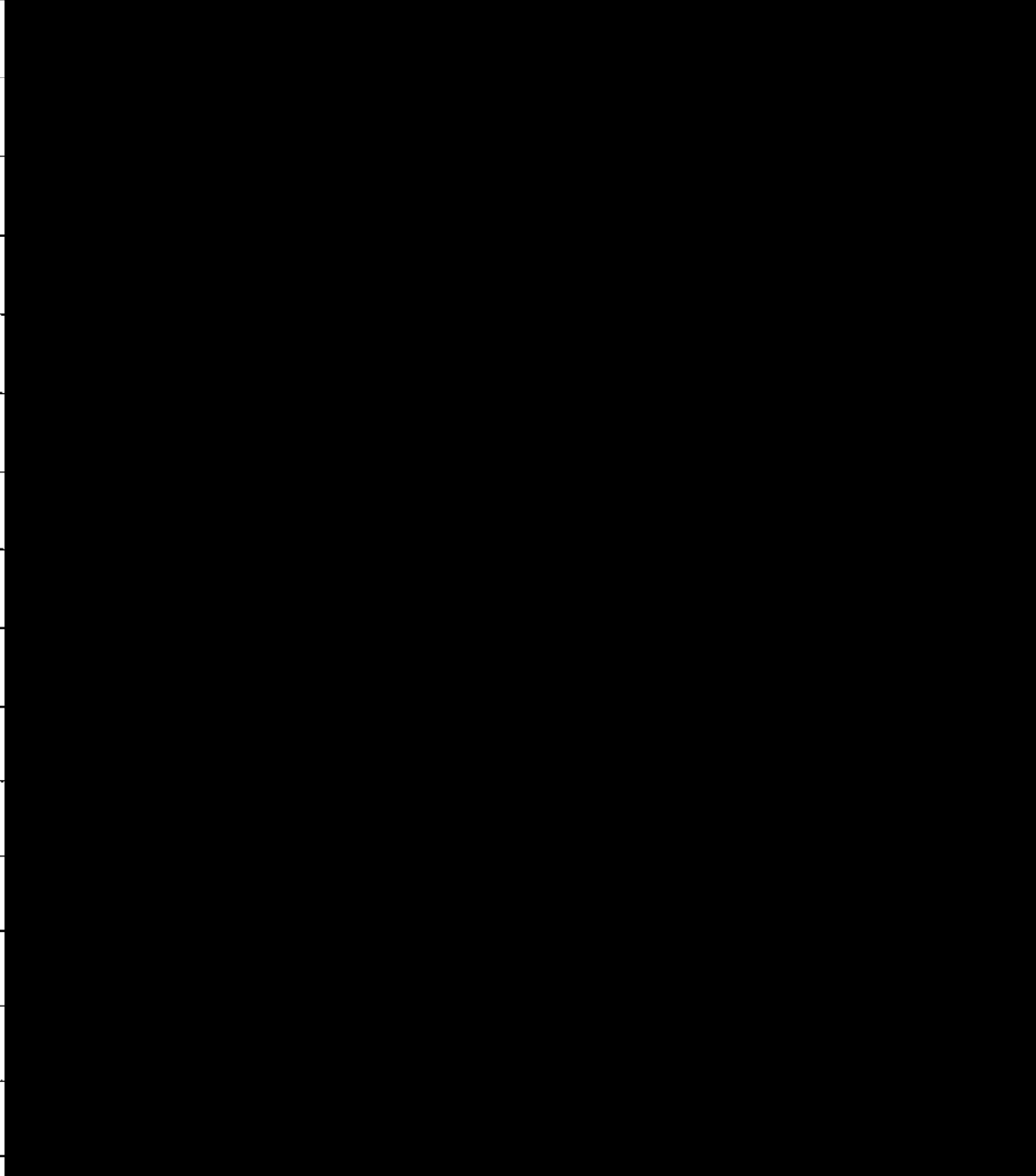
り得るので、この点、処理にあたっては前例に

準ずることなく、細心の注意を払う必要があ

る。

(3)





(4) 残存遺骨の早期引渡しは韓国政府か

らの口上書にも要望あったのみならず、慰霊堂



の報告において遺族に対して韓国政府が  
実現方努力の旨公表しているのに対し、当方  
も山下次官が早期引渡しの意向を表明してい  
るので、なるべく早い時期に当方から何等かの  
解決策を提案する必要がある。

別添 1

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS  
REPUBLIC OF KOREA

OAF - 1349

The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Embassy of Japan, and has the honour to refer to the remains of the Koreans who died during the Second World War as members or civilian components of the Imperial Japanese Armed Forces.

The Government of the Republic of Korea has been requesting the Government of Japan to return to Korea at an early date the said Korean remains which are in the custody of the Japanese Government.

As regards those Koreans who are listed in the enclosure, the Korean Government examined the relevant legal documents submitted by bereaved family members and found that the said bereaved family members are authentic.

As these bereaved family members are hoping to take over the respective remains without further delay, the Korean Government wishes to request the Japanese Government to transfer the remains to the Korean Government at an earliest possible date.

The Korean Government has further the honour to request the Japanese Government to return the remains of Koreans which are in its present custody and not listed in the enclosure.

The Ministry of Foreign Affairs avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

Enclosure : List of Bereaved Family Members

19 December 1974

Seoul

No. P-439

NOTE VERBALE

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honour to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale 북일 -1249, dated December 19, 1974, and to inform the latter that the Government of Japan will return those ashes which have been requested by the Government of the Republic of Korea in the above-mentioned Note to the Korean Government at Pusan on December 20, 1974.

The Embassy has further the honour to request that the Korean Government will without delay transmit those ashes to the bereaved families.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

December 19, 1974.